

中小規模監査事務所の監査の品質管理について（概要）

公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）は、昨年 11 月に、平成 16 年度及び平成 17 年度の日本公認会計士協会（以下「協会」という。）の品質管理レビューに対する審査事例を中心に「小規模監査事務所の監査の品質管理について」として取りまとめた（平成 18 年 11 月 8 日公表）。他方、審査会は、平成 18 事務年度（平成 18 年 7 月～平成 19 年 6 月）の審査基本計画及び検査基本計画を踏まえて、必要に応じた中規模監査法人に対する審査及び検査も進めてきた。本報告書は、これらの審査及び検査を中心に取りまとめたものである。

本報告書において総括しているとおり、中小規模監査法人では、限られた人的資源の中で、適切な業務管理体制を構築・運用していくことが課題となっている。

審査会としては、個人事務所を含めた中小規模監査事務所において、適切な品質管理の下で監査の質の維持・向上を図るための体制整備に常に努める必要があると考えており、特に、4 大監査法人に次ぐ地位にあつて、多くの上場会社等の監査業務を実施している中規模監査法人においては、早急な体制整備が行われることを期待する。

なお、本報告書に記載する問題は、検査において検査官が検証した範囲及び検査時点で認められたものであり、すべての中小規模監査事務所の業務管理体制に不備があるとするものではないこと、各監査事務所の行う監査意見の表明そのものが直ちに不適切であるとするものではないこと、また、ここで指摘していない事項は、すべて適切であることを意味するものではないことに留意する必要がある。

1. 本報告書の対象

本報告書では、「中規模監査法人」を、我が国の 4 大監査法人に次ぐ規模を有する 20 法人（注）とし、それら以外の監査法人を「小規模監査法人」と区分する。このような中規模監査法人及び小規模監査法人に個人事務所（公認会計士）を加えたものを「中小規模監査事務所」としている。

本報告書の対象となる中小規模監査事務所は、平成 16 年度及び平成 17 年度の協会の品質管理レビューの対象である 16 中規模監査法人、88 小規模監査法人、128 個人事務所である。なお、上記のほかに平成 18 年度の協会の品質管理レビューの対象である 1 中規模監査法人の検査結果も対象に加えている。

(注) 平成 17 年 3 月末現在における常勤公認会計士数による順位。平成 19 年 2 月末までに 17 法人に対して審査及び検査を実施

2. 中小規模監査法人の概要 (平成 17 年 3 月末現在)

4 大監査法人と中小規模監査法人とでは、その人員規模に著しい格差がみられる。たとえば、4 大監査法人の所属公認会計士数は平均 1,666 人であるのに対して中小規模監査法人では平均 12 人 (中規模 33 人、小規模 8 人) である。

また、証券取引法監査の実施数でみても、監査法人全体に占める中小規模監査法人の割合は 2 割に満たない。

3. 中小規模監査法人の監査の品質管理

中小規模監査法人に対する審査及び検査でみられた監査の品質管理に関する主な問題は次のとおりである。

(1) 業務管理体制

本部組織や内部規程の整備が不十分で監査業務を実施する監査部門及び地方事務所の統制が十分になされていない法人がある。このような法人では監査部門等の単位で人事や報酬などが決定されるなど、4 大監査法人よりも法人本部から一層独立した形での業務運営となっている状況がみられる。

(2) 職業倫理及び独立性

独立性保持その他の適格性要件の確保についての方針と手続は概ね整備されているものの、社員及び職員の独立性の確認が網羅的になされていないなど運用に問題がみられる法人がある。

(3) 監査契約の新規締結及び更新

監査契約の新規締結及び更新についての方針と手続は概ね整備されているものの、具体的なガイドラインや審査手続を定めていない法人がある。また、リスク評価について適切に実施されていないなど運用に問題がみられる法人もある。

(4) 監査業務の実施

監査マニュアルは概ね整備されているものの、適時に内容を改訂していない法人がある。個別の監査手続については、「リスク・アプローチに基づく監査計画の立案」「確認」「経営者確認書」「会計上の見積り」などの各項目に問題がみられている。特に、「リスク・アプローチに基づく監査計画の立案」や「確認」に関しては多くの法人に問題がみられる。

また、多くの法人において監査調書の記録に不十分な点がみられている。

(5) 監査業務の審査

審査体制については合議制 (会議体方式) 又はレビューパートナー方式 (業務執行社員以外の特定の社員により審査を行う方式) により概ね設けられている。しかしながら、すべての監査業務を審査の対象としていない法人があり、また、審査を受けずに意見表明を行っている監査業務があるなど審査の実施状況において問題がみられる法人がある。

4. 中小規模監査法人の監査の品質管理（総括）

中小規模監査法人に共通すると考えられる主な問題は次のとおりである。

(1) 業務管理体制

本部組織や内部規程の整備が遅れているなどガバナンスに問題があり、監査部門や地方事務所が本部から独立的に運営されている状況がみられる。また、法人の社員等が個人事務所の業務運営を優先し、法人の業務運営に支障が生じている状況もみられる。

中小規模監査法人においては、このような業務管理上の問題がみられることから、法人の最高経営責任者や品質管理責任者のリーダーシップの下に、適切な業務管理体制を構築・運用していくことが喫緊の課題となっている。

(2) 監査体制及び審査体制

法人に所属する社員等が少数のために、大規模会社に対する監査体制や審査体制を構築することが困難になっている。また、監査業務の審査が適切に実施されていない事例がみられる。

(3) 監査の品質管理に対する意識

監査の品質管理に責任を有する監査事務所の最高経営責任者等として業務を統括する意識に乏しい者や、個々の監査業務を行う監査実施者において職業的専門家として公正かつ誠実に職責を果たすという意識に欠ける者がみられる。

5. 個人事務所の監査の品質管理

個人事務所（公認会計士）においては、監査業務を主体とするものが3割に満たず、税務業務等を主体とするものが多い。

監査体制及び審査体制については、中小規模監査法人以上に、それらの体制の構築・運用が困難になっている状況がみられる。

監査業務の実施については、監査マニュアルの整備やリスク・アプローチに基づく監査計画の立案に関して多くの事務所で問題がみられる。また、監査業務以外の業務が主体であるために、監査の品質管理の改善に取り組む意識が薄いと思われる事務所もみられる。

6. 被監査会社側の問題

小規模監査法人又は個人事務所が大規模会社を監査する場合に、被監査会社から監査人に対し不適切な対応があると思われる事例がみられる。

被監査会社は、財務諸表等の作成者として適正な企業内容の開示を行う責務があることを改めて認識すべきである。

(以上)